

チヨーサー「教区司祭の話」にみる異端審問手引書の影響 (二)

田 卷 敦 子
池 上 忠 弘

序論

『カンタベリ物語』「教区司祭の話」⁽¹⁾に、アウグスチヌスやアンブロシウスなど教父たちの古典から引用されていることについて、W・W・スキートは、チヨーサーがこれらから直接引用したのではなくて、その間に何かがあったものと示唆した。⁽²⁾以来、「教区司祭の話」の出典に関する研究にはほぼ一世紀が費やされてきた。

一九〇一年にK・ピーターセン Kate Petersen は、「教区司祭の話」八〇―三八六行間と九五八―一〇八〇行間はド

ミニコ会修士 St. Raymund of Penafort の *Summa de poenitentia* or *Summa casuum poenitentiae* (一二二二―二九年) から引用し、三九〇―九五五行間、すなわち七つの罪源とその矯正法の部分は、ドミニコ会托鉢修士 Guilielmus Peraldus (or Peyraud) の *Summa vitiorum* (一二三六年) からの引用であると発表した。これに基づかれれば、ライムンドの『贖罪規定大全』を便宜上 a 書とし、ペラルドスの『悪徳大全』を b 書とし、「チヨーサー「教区司祭の話」にみる異端審問手引書の影響 (一)」においては a 書を取り扱った。⁽³⁾ 本稿においては b 書を対象に考察するものである。⁽⁴⁾ チヨーサーの、悪徳とその矯正法の取り扱い、すなわち

七つの罪源の個々に附随する矯正の徳目に関するすべては、ペラルドスによる悪徳と有徳についての偉大な仕事に負う。最初に、チヨースー研究者の注意をペラルドスに向けさせたのはピーターセンの基本的な研究であった。ピーターセンの後、二世代にわたり幾人かの研究者が、ペラルドスとチヨースーの時代の間に生じた悪徳と有徳に関する文献を研究した。とくにデンプスター G. Dempster は一九四一年の論文で、〈邪淫〉を除く他の六つの罪源に対する矯正について、チヨースーは『悪徳大全』 *Summa vitiorum* と『有徳大全』 *Summa virtutum* のどちらからも引用していないとし、“remedies”の出典として、Frère Laurent (Frère Lorens) の *Somme Le Ray* を挙げた。また七つの罪源の題材は、同じく Frère Lorens の *Somme des Vices et des Vertus* から引用した、と発表した。しかし、それはペラルドスの *Summa seu Tractatus de viciis* (一二六一年以前) を仏語に訳したものであることが、やがて明らかにされた。そして一九七一年に、ラテン語版の七つの罪源のための矯正法⁽⁶⁾の出典を、ウエンツェル S. Wenzel が発見するのである。

ペラルドスの *Summa virtutum* から書き直された *Postquam* と呼ぶ写本⁽⁷⁾や、*Summa vitiorum* から書き直された

Quoniam と *Primo* と呼ぶ写本⁽⁸⁾の二つの改訂版を、ウエンツェルは同一のものであるとし、さらには異なった出典、すなわちいくつかの他の引用された部分に似たものを提示していること等によって、多数の写本の存在を明らかにしたのであった。

ウエンツェルが確認した写本の存在を記しておこう。

I. ペラルドスの *Summa de viciis* “*Quoniam, ut ait sapiens*” の書を出して始まることから、最初の言葉をとって *Quoniam* と呼ばれる写本。

Du ダラム大聖堂図書館、MS B. I. 18, fol. 14^r—136^v.
十四世紀初期に書かれ、終りの部分は十四世紀後期か十五世紀初期に書かれた。

Ha 大英図書館、MS Harley 3823, fol. 50^r—407^v. *Summa de viciis* と呼ばれた。一二〇〇年ごろに書かれた。

II. “*Primo videndum est quid sit peccatum*” の書き出しで始まることから *Primo* と呼ばれる写本。 *Primo* は *Quoniam* の改訂版として書かれた。ウエンツェルは「教区司祭の話」における七つの罪源の出典を、この

PrimoとQuoniam ともよくつづる⁽²⁾。

- A 大英図書館 Additional MS 5667, fol. 3^r—38^v (未完)。Quoniam complicito de vicis と呼ばれた。十四世紀初期。Postquam に続く。
- H 大英図書館 MS Harley 406, fol. 1—68^v。十五世紀。Postquam に続く。
- R1 大英図書館 MS Royal 8. A. x, fol. 54^r—144^r。一三〇〇年ごろ。
- R2 大英図書館 MS Royal 11. B. iii, fol. 226^v—276^r。十四世紀初期。ヘラルドスの De virtutibus に続く。
- F ケンブリッジ大学図書館 MS Ff. 1. 17, fol. 1—74^v。十三世紀後期。Postquam に続く。
- J ケンブリッジ、ジーザス・コレッジ MS 20, fol. 1—87^r。十三世紀後期か十四世紀初期。Postquam に続く。写字生は一人。
- M マンチェスター、ジョン・ライランズ図書館 MS lat. 201, fol. 159^r—212^r。十五世紀。タイトルは Tractatus de vicis et virtutibus qui vulgo dicitur Sercher。
- O オックスフォード、Corpus Christi コレッジ MS 231, fol. 38^r—59^v (未完)。十五世紀。
- D Santo Domingo de la Calzada (スベイン) 大聖堂 MS 2, fol. 1—46^v。十三世紀。
- E Einsiedeln, Stiftsbibliothek, MS 275, fol. 1—91^v。十五世紀。Postquam に続く。
- III. ヘラルドスの Summa virtutum “Postquam dictum est de morbis ipsius anime” の書を出して始まる⁽¹⁾ところから、最初の言葉がよく Postquam と呼ばれる写本。ウエンツェルは、チョーサーの「教区司祭の話」における罪源の矯正法 Remedia の出典を、この Postquam であるとしてゐる⁽²⁾。
- A 大英図書館 Additional MS 5667, ff. 40—62^v。十三世紀後半。内容は、

(1) Compilacio de vicis, “Primo videndum est,” ff. 3—38^v. Primo の終りの数章と Postquam のリスト、ff. 39.

(2) Compilacio de virtutibus, “Postquam dictum est,” ff. 40—62^v.

(3) 説教集の記録、ff. 63—64.

(4) 七つの罪源論 “Superbia est elacio viciosa,” ff.

65—78^v.

(5) 説教の筋書と説教' f. 79—145.

(6) Inscriptio への記録' f. 146—147^v.

F Einsiedeln, Stiftsbibliothek, MS 275, ff. 91—147^v.
主要部分 (f. 1—166) は十三世紀後半。

(1) *Summa viciorum*, "Primo videndum est," f. 1—91^v.

(2) *Summa virtutum de remediis anime*, "Postquam dictum est," f. 91^v—147^v.

(3) *Summa de confessione*, "Quoniam circa confessiones animarum," f. 7^v—163.

(4) *Interrogaciones Anselmi ad fratrem agonizantem*,

"Anselmus Cantuariensis episcopus docuit," f. 163.

(5) *Absolutio domini Alexandri quarti*, "Dominus noster

Jesus Christus per piissimam suam misericordiam," f. 163. 164 stub.

F ケンブリッジ大学図書館' MS Ff. I. 17, part II, ff. 77—104^v. 十三世紀後半。

(1) *Summa de vicis abbreviata*, "Primo videndum est," f. 1—74^v.

(2) *Summa de virtutibus abbreviata*, "Postquam dictum est," ff. 77—104^v.

(3) A series theological distinctions and common-places *Modus predicandi* ("Octo sunt modi ampliandi," ff. 199^v—201) を含む。

G ロンドン・トレイズ・イン' MS 12, ff. 261—86^v.
後半部分にペラルトスの *Summa vitiorum*, ff. 79—260^v のコピー *Postquam* (未完) がある。十三世紀後半に書かれた。

H 大英図書館' MS Harley 406, ff. 68^v—93. 十五世紀内容は

(1) "Primo dicendum est," ff. 1—68^v.

(2) *De virtutibus*, "Postquam dictum est," ff. 68^v—93. (未完)

I ケンブリッジ大学図書館' MS H. 4. 8, ff. 147—71^v. *Postquam* はペラルトスの *Summa vitiorum* である。 *Tractatus de virtutibus criminalibus* に続く。十四世紀初期。

J ケンブリッジ・ジーザス・コレッジ' MS 20, ff. 87^v—142. *Postquam* は *Summa de vicis* の後に続く。

十三世紀末に書かれた。

L オックスフォード、ボードリアン図書館、MS Laud Misc. 171. ff. 7-49. 十三世紀末。Postquam は二つの columns で書かれた。

W ウスター大聖堂図書館、MS F. 38. ff. 132-55. 十四世紀初頭。内容は、

- (1) ペラルドスの *Summa virtutum*, 4—129^v.
- (2) *Summa de vii virtutibus oppositis vii criminalibus peccatis*, "Postquam dictum est," ff. 132^v—55.
- (3) *Parva summula*, ff. 155^v—216^v.
- (4) *Speculum iuniorum*, ff. 216—70.
- (5) *Summa de dispensacionibus episcoporum*, ff. 272^v—74^v.
- (6) *Liber provincialis*, 司教区一覽表。ff. 274^v—78.
- (7) *Concordance auctoritatum biblicae*, 聖書の權威たゞの、神学と道德の題目を明細に述べたもの。ff. 280—301.
- (8) *Proverbia Seneca secundum alphabetum*, ff. 301^v—3.
- (9) *Casus legum super dec. que suffragia monachorum dic. [univrs?]* ff. 304—69^v.

以上のウエンツェルの研究は、議論する余地のないものであろう。しかしイングランドで、ペラルドスの写本がなぜこのように多数作られたか、また何のために用いられたかという点になると問題があろう。ウエンツェルの意見は次のようにある。

「Postquam は明らかに、十三世紀中頃説教者のために書かれた実用的な文献である。しっかりと理論および体系だった構成と説得力のある雄弁術で用いるため、関連する主題を豊富に収集したものと結びつけた文献である。」
「Postquam は明らかに、悪徳と有徳に関する入門書の要求に応じて書かれた。それに附随する告解の秘跡を重要視すること、および托鉢修道会が説教に与えた新しい刺激によって創作された。」⁽¹⁴⁾

このようにウエンツェルは、これを説教書のジャンルに分類した。

拙稿「チヨースー「教区司祭の話」にみる異端審問手引書の影響 (一)」において、ペラルドスの『悪徳大全』*Summa de vitis*と『有徳大全』*Summa de virtutum*は、異端審問の際の手引に用いられたものとみなしてきた。もし

ウエンツェルの意見をとり入れるとしたら、異端審問手引書がいったん説教用に書き直され、それから「チヨースー」教区司祭の話」に引用、という経過をたどったことになる。

それならばなぜ、ペラルドスとチヨースーの時代の間にもこのように多数の写本が存在したのだろうか。どのような経過をたどって、「教区司祭の話」に行きつくのだろうか、これらを明らかにしてみようと思う。

なお本稿において「異端審問」という場合は、次のように定義していることをあらかじめ断っておこう。

1. 「異端」とは、すなわちローマ・カトリック教会の教義や倫理に関する教えから逸脱したすべての者をさす言葉⁽¹⁵⁾である。

2. 「異端審問」は、異端を発見し処罰する義務と権利を司教に与え、究極的にはしかるべき処罰のために有罪者を世俗の手にゆだねる、というルキウス三世（一一八一—一一八五在位）の教令「アニマドヴェルシオ・デビタ」⁽¹⁶⁾ Animadversio debita から直接発したものとす。これが第四回ラテラノ公会議で再確認され、グレゴリウス九世の一二三三年の大勅書「イルレ・フマーニ・ゲネリス」⁽¹⁷⁾ Ille humani generis の基になった。

3. 教会が取り扱うのは、全信徒に対し、少くとも年一回は正統か異端かの峻別を行うこと、異端と認められた者には教化・帰順させるよう説得と矯正を施すことの二点である。これらの仕事にたずさわる者が用いる種々のテキスト、入門書、手引書を「異端審問手引書」と総称する。

4. あくまでもローマ・カトリック教会への帰順を拒否する者は有罪者として、世俗の権力に引き渡された。教会が取り扱う罪は、原則として「小罪 venial sins」と「罪源 capital sins」にとどめられた。「大罪 mortal sins」については、告白者の罪を峻別する際に必要であるが、一たん大きな罪（重罪）と裁定されれば、あとは世俗の裁きに移された。

第一章 異端審問手引書における罪の概念

一 本論に入る前に、「大罪 mortal sin」⁽¹⁸⁾「小罪 venial sin」⁽¹⁹⁾「罪源 capital sins, principal vices, deadly sins」の言葉の

意味を詮索しておこう。

〔大罪 mortal sin〕

罪は小罪と大罪とに区別される。トリエント公会議の第六回および第十四回（一五四七、一五五一年）において、この区別が正式に承認された。⁽¹⁷⁾

区別の起源を、H・C・リーは「出エジプト記21章」の *ad mortem*（死に値する罪）と *ad damnationem*（罰金で償える罪）に由来するとした。この *ad mortem* から mortal sin（死に値する罪⁽¹⁸⁾）という言葉が生じた。mortal (sins) の語源はラテン語の mors（死）である。

『キリスト教神学事典』では大罪と小罪を、「神の国から締め出される」ことになる罪と、そういうことにならない罪とに区別しているが、それは次の出典に拠る。「みだらな者、偶像を礼拝する者、姦通する者、男娼、男色をする者、泥棒、強欲な者、酒におぼれる者、人を悪く言う者、人の物を奪う者は、決して神の国を受け継ぐことができません。」（Iコリント書6・9-10、ガラテア書5・19-21、エフェソ書5・5）

そこから、偶像崇拜、信仰の否定、殺人、姦通、洗礼によつて得る靈魂の救いの恩寵を失う罪などが、大罪として

規定された。⁽¹⁹⁾

大罪を表現する形容詞として mortal, deadly, serious, grave などが、少しずつ異なった意味合いで、ほとんど同義語として用いられる。mortal sin, deadly sin という場合は罪びとの受ける結果に焦点がおかれ、grave sin, serious sin という場合は、重大なことからについて神にそむくという点が強調された。⁽²⁰⁾

〔小罪 venial sin〕

小罪については次の箇所が出典とされる。「死に至らない罪を犯している兄弟を見たら、その人のために神に願いなさい。そうすれば、神はその人に命をお与えになります。（また）死に至る罪があります。これについては、神に願うようにとは言いません。」（Iヨハネ書5・16、同1・8、ヤコブ書3・2）

小罪とは、小さなことからについて、あるいは重大なことからであつてもはつきり意識せず、あるいは完全に承認しないで神にそむくこと（カトリック要理）。英語では daily sins（日常の罪）、light sins（軽い罪）、lesser sins（小さい罪）などと呼ばれる。「教区司祭の話」に、「第三の罪は、洗礼後犯す日々の軽い罪。」（X 一〇〇）とあるのが、

これに相当する。

〔罪源 deadly sins〕

多くの罪の源となる悪徳のことをいう。(傲慢、嫉妬、憤怒、怠惰、貪欲、貪食、邪淫)その他、「罪」の源をよって capital sins と表記する場合と、源となる「悪徳」をよって principal vices, chief vices と表記される場合がある。また deadly sins も罪源のことである。悪徳の矯正と克服こそが、本来キリスト教のテーマであり、主に修道院の中で発達した。東方の隱修士、ヨハネス・カッシアヌスの著作に負う。四一五―二九年頃に書かれた『隱修士の制度とおもな八つの悪徳の矯正について』の書『De Institutis Coenobiorum et de Octo principalium vitiorum remediis libri III』がある。⁽²³⁾ 第一部―四書は「修道院制度について」述べたもの。第二部五―一二書は活動的生活、共同生活の完徳を述べたもので、八つの悪徳の克服が論じられた。⁽²⁴⁾ これについては M・W・ブルームフィールドも、「Seven Deadly sins はカッシアヌスの *De institutis coenobiorum* 五―一二書にある、八つの悪徳のための矯正 [remedia] に生じた⁽²⁵⁾」と指摘している。

他にもいろいろな著述家によって悪徳が数えられた。

- (a) アウグスチヌスは、罪びとが初期キリスト教時代よりもっと裁かれるとして、多くの罪を示した。(sacrilege, homicide, adultery, unchastity, false witness, theft, rapine, pride, envy, avarice, prolonged anger)⁽²⁶⁾。
- (b) グレゴリウス自身が明示したわけではないが、著述の中に <vainglory, envy, wrath, sadness, avarice, gluttony, lust> が見出される。⁽²⁷⁾
- (c) エウトロピウスは、グレゴリウスの一覽に <pride, sloth> を加え、<envy> を除き、八悪徳とした。⁽²⁸⁾
- 次に悪徳の表記の例を記してみよう。
- (d) 今日、教会が保存する seven principal vices の一覽と非常に同じものを見出す。⁽²⁹⁾
- (e) “eight principal vices のための矯正 [remedia]”、Cusian’s *De institutis coenobiorum* (published ca. 425; ed. Michael Petschenig, CSEL 17, Vienna: F. Tempisky, 1888)
- (f) “*Moralia in Job* の中で、seven principal vices に関する、彼 [グレゴリウス] の重要な議論がある” *Moralia in Job* xxx. xiv. 87—91 (PL 76: 620 ff.)
- (g) “eight principal vices に分けた悪徳を追い出した後、我々の魂の空白の場所に有徳が占めることを明らかにす

9」カントムススの Book V of the *Collationes Patrum*

(426—28; ed. M. Petschenig, CSEL 13, Vienna: F. Tempsky, 1886)

(b) 「chief vices は四つ挙げられたが、十回も検討が行われた」 F. M. Powicke and C. R. Cheney, *Councils and Synods with Other Documents Relating to the English Church*, vol. 2, A.D. 1205—1313 (Oxford: Clarendon Press, 1964).

(i) 「seven chief vices は慈善に対する戦うべきものとしての力として扱われる」 Siegfried Wenzel, “Robert Grosseteste’s Treatise on Confession, ‘Deus est,’” *Franziscan Studies* 30 (1970) : 234—35.

(j) 「エルフリッチは、しかしながら chief vices を超える一連の八有徳を提供する」 *Sermo XVI de memoria sanctorum*, II, 312—68, in *Aelfric’s Lives of Saints*, ed. W. W. Skeat, vol. 2 (EETS 82; London: N. Trübner, 1885), pp. 359—63.

(k) 「eight capital vices に対し体系的に祝福の説教を配置する初期の試みが、Smaragdus に現われよう」 Bernhard Bischoff, *Mittelalterliche Studien*, vol. I (Stuttgart: A

Hiersmann, 1966), pp. 251—52. ⁽³⁶⁾

ピーターセン、ブルームフィールド、ウエンツェルは罪源を the chief sins と表記している。しかし、七つの罪源については根源となる幹があつて、そこから他の六つの罪源 (悪徳 vices) が枝葉のように派生する、という考え方が伝統的にある。この場合、主となる罪源 (悪徳 vice) のことを指して chief vice という。チヨースーはこれを「chiefaynes of synnes」(X 三八六)と表記している。従つて「chief」という語は混同を招きやすいので、明確に区別してあげたい。

次に Deadly sins について述べておこう。

第一章に述べたように、当初、deadly sins は mortal sins と同じく「大罪＝死に値する罪」のことであつた。偶像礼拝、殺人、姦通、泥棒などの重罪を意味した。

最も古い使用例が、一二二六年 (C. 一二二〇〇) に見られる。

(1) 「Destructive of the soui; St. Kath. (1) 1995; ...mid woh heide to dez idrahen moncun purh dedlich sunne.」 ⁽³⁷⁾

その次に一二二五年 (O. E. D.) か一二三〇年 (M. E. D.) に記録されている。

(u) 「*Ancr. R.* 56 He [David] dude preo vrnummen heued sunnen & deadliche.」⁽⁸⁷⁾

しかし、十四世紀の使用例を見てもよい。

(n) 「1340 *Ayemb.* 9 Lecherie...is on of pe zeuen dyadiche zennes.」⁽⁸⁸⁾

Lecherie (邪淫) は罪源のうちの一つである、とどうも *ayemb.* の *ayemb.* は (邪淫) は deadly sins のうちの一個である、となつてゐる。すなわち [罪源 (principal vices)] が、[deadly sins] と混同されているのである。

同じ例、

(o) 「1340 *Ayemb.* 9 Hi byep heued...of alle zennes, and ginninge of alle kneade, be hy dyadiche, be hy uenial.」⁽⁸⁹⁾

本来 (dyadiche) は数えたり、七つの、死に値する罪などという言い方はしないものである。しかしここでは「..of alle zennes」と複数で表わされている。これは「罪源 (principal vices)」の数を意味しており、*ayemb.* の [deadly sins] との混同がみられる。

一二三六年以降にペラルドスの『悪徳大全』がイングラ

ンドに運ばれて、一三四〇年迄のほぼ一〇年の間に混同されたことになる。その間に一体、何があつたのだろうか。

ちょうどそのころ、ドミニコ会、フランシスコ会の托鉢修道士たちが、自分たちの「説教すること」と「告解を聴くこと」の手引に、ペラルドスの『悪徳大全』、『有徳大全』をせつせと書き写してゐた。本稿の序論に挙げた写本の数々がそれらを物語つてゐるのであるが、ではペラルドスの写本、*Incipit Summa vitutum de remedijs anime* を見てみよう。

(p) 「-septem criminalibus peccatis.」 [1] f. 4.」⁽⁹⁰⁾

ここでは七つの罪悪の悪徳、すなわち七つの罪源という意味で使われている。

同じ例、

(q) 「Que auferunt gracion sunt septem mortalia.」 [1] f. 368.」⁽⁹¹⁾

ここでは七つの死に値する罪、という意味で使われ、その後、罪源の一つ《Gula 貪食》が続く。すなわち、mortal sins, deadly sins = 罪源になつてゐる。

このようにペラルドスの写本 *Postquam* の著者は、一書の始めの部分と終りの部分とで、「罪源」と「大罪」を混

同して使っているのである。

ちなみにウエンツェルは、この二か所を区別せず、どちらも「the seven deadly sins」と、英訳している。十三世紀中期に、ウエンツェルと同じように「septem criminalibus peccatis」を seven deadly sins に、「septem mortalibus peccatis」を seven deadly sins に書き写した人間がいなかったとは言えないであろう。

こうして一三四〇年前後からイングランドにおいては「seven deadly sins」七つの罪源（悪徳）の意味に用いられるようになった。ラングランドも、ガワーもすべての著作がそうなっている。チョーサーも、「教区司祭の話」において「seven deadly synnes」(X [1] 386) としている。

二

次に罪源の矯正 remedy について述べておこう。

罪悪の悪徳は、「キリストが救済しようとしてやって来たアダムとイブの原罪後の、人間が神の恩寵に浴していない魂の自然状態にある傷、または病い」とみなされた。故にそれに相対する有徳は、*remedia* (矯正) とよばれた。道徳神学の初期の対象は、人間が生来もつ悪への傾向に対し、

最も取り組んでいる罪深い人間であった。「悪徳に対する注意が最初であり、その後で有徳が生じた」と十二世紀に Othlo of St. Emmeran が言っている。グレゴリウスとカッシアヌスを通して公表され、実際の場に反映された³⁷⁾。

カッシアヌスの、本来の注意は悪徳に対する「戦い battles (certamina)」に焦点を合わせている。悪徳と有徳の間に相対する隠喩は精神的な「戦い battle」である³⁸⁾。カッシアヌスの理念は、「悪徳を矯正する最良の方法は、それと反対の有徳を実践することである」。アイルランドのヴィニアンおよびコロンバヌスの『贖罪規定書』は、このカッシアヌスの理念を生かし、有徳の徳目を、犯した罪に相応する償い penance として規定したのであった³⁹⁾。

初期には、有徳については何もなかった。一つ考えられることは四枢要徳 four cardinal virtues (prudence, justice, fortitude, moderation 賢明、正義、剛毅、節制) であって、初期教父たちが哲学者から受け入れたものがあつた⁴⁰⁾。

グレゴリウス一世(五九〇—六〇四在位)は、福音に関する説教三三一⁴¹⁾の中で、有徳についてそれは *medicamenta* (治療、救済手段) であると言っているが、徳目についてはただ四つ挙げただけである。 *Moralia in Job XXXI. Wlv. 87*

(42)の、悪徳に関する彼の重要な議論でも有徳については何も語っていない。告解の必要性に関する教会の伝統に基いて次のように宣べた。

「罰は罪の重さによつて計られる。医者が病人を療す時、自分の手と目で良く確かめて治療する。同様に告解がなければ、罪びとの罪を治すことが出来ない。告解によつてのみ、悔悛者の靈魂は救われる。」⁽⁴³⁾

カッシアヌスに比べてグレゴリウスは、むしろ罪を治す方法、矯正する手段の方に関心が置かれていたようである。

三

では「七つの罪源とその矯正」は、異端審問手引書に、どのように扱われたのだろうか。この時期、一二一五年前後に、教皇が異端を「叛逆罪」と同等視して一掃にのりだしていたことは、前稿「一」に述べたとおりである。

イノケンティウス三世の教令 *Omnis uirisque sexus* は、教区司祭への一年に一度の告解を教会の全構成員の義務としたが、それは司牧をあずかる司祭の第一義務の究極的にして普遍的な確立であった。このことによつて信徒一人ひ

とりに対して、信仰が正統であるか否か、異端のきざしがないかどうかの峻別がなされた。

英国教会史家、J・R・H・ムーアマンも次のように言っている。

「悔悛の秘跡 *Sacrament of Penance* は年一回の聖餐式のための正式な準備であり、正しく導かれる場所における、信仰と道義に関する徹底的な精神的試験 *examination* であつた。」⁽⁴⁴⁾

また教皇は異端の摘発にドミニコ会托鉢修道士たちを採用し、各地に派遣した。同托鉢修道士たちは巡歴しながら説教を行い、告解を聴き、異端の摘発を行った。異端審問の具体的な手順に告解の形がとられたことについては、前に述べたとおりである。従つて教区司祭も托鉢修道士たちも同一の目的で、魂の医師として同一の審問手引書を用いた。

贖罪規定書 *Penitential* はキリスト教における罪とそれに対する償いと赦しの基準を、教会の各身分に応じて具体的にこと細かく法律のごとく明瞭に定めたものである。類似した罪の査定表であつた。この時期、a書ライムンドの

『贖罪規定大全』 *Summa de Poenitentia* が用いられていた。

ところで、ローマ教会には〔鍵の権能〕の教理というものがあつた。ペトロとその後継者に託された罪と罰を赦す権能で、「マタイによる福音書 16・8 以下」の言葉による。ある人が犯した罪に対して、悔い改めと告解とにより、それが赦されたあとも残存している罰を免除するため、キリスト、聖母、諸聖人が蓄積している功德の宝を用いることができる。このことは『贖罪規定書』の償いの査定表に決められてある償いを、軽減したり別な方法に変えることから、赦しへの移行が完全になつた。⁽⁴⁵⁾これを〔贖宥 indulgence〕という。〔贖宥〕はウルバヌス二世（一〇八八―九九在位）によつて既に、「十字軍参加者には罰の全てを免除する」という十字軍贖宥で人びとに知られていた。

第四回ラテラノ公会議後、各地へ派遣されている異端審問官たちにも〔贖宥〕の行使が託された。ここで問題になるのは、審問官たちが所持する贖罪規定書——主に a 書ラ イムンドの『贖罪規定大全』が使われていたが、これらの償いの査定表の部分が十分には役に立たなくなつてきたことである。これを補う別な、罪と償いを査定するものが求められた。実際に現場では大罪 mortal sins と小罪 venial

sins とに罪を分ける必要が生じていた。

これに應えるかのように、フランス人のドミニコ会托鉢修道士、Guilielmus Perardus が『悪徳大全』を書いた。一三三六年のことである。内容は八つの悪徳とその矯正についてであつた。これはカツシアヌスの書を基に書かれた。カツシアヌスの悪徳の順序は、(貪食、邪淫、貪欲、憤怒、怠惰、失望 discouragement、虚栄 vainglory、傲慢)である。⁽⁴⁷⁾ペラルドスの『悪徳大全』における順序は、(Gula, Luxuria, Avaritia, Accidia, Superbia, Invidia, Ira, Peccatum linguae, 貪食、邪淫、貪欲、怠惰、傲慢、嫉妬、憤怒、饒舌の罪)であつた。⁽⁴⁸⁾

第二章 イングランドにおける異端審問手引書

一 修道士を中心とする宗教裁判の制度は、ほとんど全ヨーロッパに設立されることになるのだが、イングランドだけは例外であつた。ヘンリー二世は、大陸から避難してきたカタリ派をすべて投獄し、そのうちのある者にはオックス

フオードで焼き印をつけさせ、一一六六年に彼らを法律の保護外におくと言明した。異端の諸派は急速に島外に追い払われたので、イングランドでは異端審問が猛威を振う必要はまったくなかったのである。⁴⁹⁾

第四回ラテラノ公会議が開かれたのと同じ頃、イングランドでは「マグナ・カルタ」の成立をめぐる闘争が起きていた。カンタベリ大司教ステイヴン・ラングトン（一一五〇—一二二八）は教皇イノケンティウス三世の支持によって選任されたのであったが、教皇の意志に逆らって立憲的な立場を支持した。怒ったイノケンティウス三世は、ジョン王と臣民との抗争ではジョン王を支持するという態度にでたのである。⁵⁰⁾

イングランドにはカタリ派やアルビ派などの異端運動はなかったが、別の意味でローマ教会に逆らう勢力があった。鎮庄の必要を感じた教皇は、異端審問と同じ趣旨で托鉢修道士たちを派遣した。彼らによって審問に必要なテキスト、手引書の類がイングランドに運ばれたであろう。

最初の托鉢修道士がイングランドに上陸したのは、一二二一年にフランスから来た一三人のドミニコ会の一行であった。その三年後の一二二四年に、四人の聖職者 *clergy* と

五人の平信徒からなるフランシスコ会の一行がドーバーに上陸する。最初カンタベリに、それからロンドンに、そしてオックスフォードにそれぞれ少数の説教グループに分かれて定着した。⁵¹⁾ 彼らは多くの司教たちに受け入れられ、二つの修道団体は各地に広まっていった。フランシスコ会はドミニコ会を托鉢修道会にし、ドミニコ会はフランシスコ会を学究修道会にしたといわれているが、その好例がオックスフォードにみられた。さらに学ぼうとする托鉢修道士たちは大学で忙しく、同志の修道士たちは町や村で福音の説教に忙しかった。彼らは「preacher, 説教者」、または「Minor 小な兄弟たち」と称された。

当時、教区司祭が説教する能力のあることは稀であったし、礼拝は単調で秘跡や儀式に専ら依存しすぎており、民衆の低下層は十分に必要を充たされていなかった。

それに対して托鉢修道士たちは、普通の人びとが共感を覚え、また理解できる言葉で説教したこと、説教と宗教の訓えとを一つの民衆的な体系に組織したことによって民衆の間に信仰復興を起した。そのテキストになったのが、ペラルドスの『悪徳大全』であったのである。町から村へと巡歴し、病人を看護し、告解を聴くことが托鉢修道士の義

務であった。しかし、やがて彼らは小修道院 *priory* を建て、図書館と大教会をも手に入れ、教区民に対し聖日の説教を行うようになった。托鉢修道会の教会に埋葬されることと托鉢修道士の衣服をまもって死ぬことが天国へのパスポートと考えられるようになった。⁽⁵⁴⁾ ドミニコ会は最初の二〇年間に、上記三都市のほかノリッジ、ヨーク、ブリストルに一九の建造物を設立し、五一人の托鉢修道士を有するようになった。同じくフランシスコ会は二〇年間に、三九の建造物と五五人の托鉢修道士を有した。⁽⁵⁵⁾

また学問研究でもフランシスコ会は、オックスフォード大学の学長 *chancellor* である司教ロバート・グロステートの保護と指導のもとに、華々しい成果をあげた。Roger Bacon, John Pecham, Thomas of York, William of Ockham, John Duns Scotus を輩出して、学術思想の指導者たる地位を占めていた。ロバート・グロステートは一二三五年にリンカーン司教に就任し、ジョン・ベツカムも一二八一年にカンタベリ大司教である。みな初期オックスフォード・フランシスコ会修道士のうちに教えられた。⁽⁵⁶⁾

二

グロステート(一二七五—一二五三)は、托鉢修道士たちが宗教に新しい精神と方法とを与えた運動に指導的な役割を果たした。そして托鉢修道士たちの成功の秘密は、テキストに用いたペラルドスの『悪徳大全』にあったのである。この書がイングランドにおいて異端審問に用いられることはなかったが、托鉢修道士たちが「説教すること」と「告解を聴くこと」に使われた。彼らは手引書作成のためにこれを書き写した。自分の使いやすいように少しずつ書き直したり、書き加えたりした。その形跡が *Quoniam, Primo, Postquam* の写本に窺える。

I. *Quoniam* の言葉で始まるラテン語本が書かれたのは、一二五〇〜七五年頃とされる。ペラルドスの悪徳の順序は '*Gula, Luxuria, Avaritia, Accidia, Superbia, Invidia, Ira, Peccatum linguae*'⁽⁵⁷⁾ であった。*Quoniam* では '*chief vice* を変え、順序も変った。(*Superbia, Invidia, Ira, Accidia, Avaritia, Gula, Luxuria*)⁽⁵⁸⁾。ローマ教会が秘跡や典礼その他を「七」という数字に

整えた時期があり、このとき罪源も七つに定められた。

II. *Primo* の言葉で始まるラテン語本は、*Quoniam* の改訂版として発行された。一二三五六一年の間に書かれたと推測されているが、ペラルドスの書が書かれたのが一二三六年であるから、非常に短期間に入手され、筆写が行われたということになる。

Primo 全篇は、『ペラルドスの『悪徳大全』 *Summa de vitis* の書き直しであり、題材の大量を直接とり入れている。しかしペラルドスにない題材を、あたかもペラルドスのものであるかのように変えているところもある。⁽⁸⁹⁾ 七つの罪源はきちんと並べられているが、個々の取り扱いになると異なり、例えば、チョーサーの「教区司祭の話」始めの部分の〈怠惰〉の取り扱いや、*Primo* 中の〈憤怒〉のもとで悪魔の厳しい試練にあう三人の口やかましい女たちのイメージなどにみられる。

III. *Postquam* はペラルドスの『有徳大全』 *Summa virtutum* から書き写され、*Summa virtutum de remediis anime* という表題になっている。*Primo* の内容が *Postquam* の中に再び使われたり、*Primo* の続篇のように扱われたりした。七つの罪源に対立させる特別な徳目として論じられ

ている。その順序は、

〈superbie〉にたいし *Humilitate*
〈invidia〉にたいし *Caritate*
〈ire〉にたいし *Mansuetudine & Paciencia*
〈acidie〉にたいし *Fortitudine*
〈anaricie〉にたいし *Misericordia & Pietate*
〈gule〉にたいし *Absinencia*
〈luxurie〉にたいし *Continencia*。

ところで、*Primo* にしても *Postquam* にしても、著者が誰であるか確認できるものは何もない。ウエンツェルはフランススコ会の托鉢修道士によって書かれたものと推察している。⁽⁹¹⁾

以上述べた *Quoniam*, *Primo*, *Postquam* と呼ばれる写本の他に、ペラルドスの『悪徳大全』、『有徳大全』が原型のまま存在していたことが十分に窺える。例えば写本 R2 は、ペラルドスの *Devirtutibus* に続けられているし、また *Postquam* の写本 I の場合もペラルドスの *Tractatus de virtutibus criminabilibus* (= *Summa virtutum*) の前に置かれたものである。従ってチョーサーが、ペラルドスの『有徳大全』を

直接知っていた、と考えられないことはない。ピーターセンが主張する立場も、十分にあり得ることである。

Quoniam Primo Postquam の著者たちは、ペラルドスの悪徳の順序を自由に置きかえていった。一二八一年にイングランドの教会の公開された教令の中に一度だけ悪徳が提示されたが、⁽⁶²⁾個々の罪源に言及はされなかった。主となる有徳については四つ挙げられたが、十回も訂正がなされた⁽⁶³⁾という。次第に次の書きかえへと移っていく。

Postquam の著者は、説教用の入門書に書きかえ、スタイルと程度を縮小して大衆向きにしていた。⁽⁶⁴⁾

Primo からは説教をする際に用いる説教と宗教のたとえ集、⁽⁶⁵⁾“*exempla* の本” *Liber exemplorum* が書かれた。一二七五―七九年頃に無名のイギリス人、フランシスコ会托鉢修道士によって書かれたとされる。その *Liber exemplorum* の著者は、明らかに *Primo* から写しており、内容においても *Primo* から引用されたものが多い。⁽⁶⁶⁾

托鉢修道士たちは、聴衆を引きつける訓練された説教者であった。きびきびとした、挑発的な、人を楽しませる有益な彼らの説教は、“*exempla* の本” から、または彼らの体験からとった筋書と描写でもって包まれていた。⁽⁶⁷⁾ “*exempla*

の本” は彼らが使用するため編集されたものであった。彼らが大衆的になったとしても不思議ではなかった。⁽⁶⁷⁾ そして次第にフランシスコの福音的清貧の信条は忘れられていった。制度は生き残ったが、真に使徒的な精神は燃えがらなくなってしまうのである。

第三章 チョーサー「教区司祭の話」にみるペラルドスの『悪徳大全』の影響

以上の経過をたどつて、ではチョーサーにどのような影響したのだろうか。「教区司祭の話」では、三八八行以下に七つの罪源が出てくる。その順序は、〈傲慢、嫉妬、憤怒、怠惰、貪欲、貪食、邪淫〉である。

チョーサーは、これらを癒す徳目として、〈傲慢〉にたいしては謙遜・従順の徳、〈嫉妬〉にたいしては神への愛・隣人への愛、〈憤怒〉にたいしては温和・忍耐の徳、〈怠惰〉にたいしては勤勉、〈貪欲〉にたいしては慈悲・仁愛、〈貪食〉にたいしては節制、〈邪淫〉にたいしては節

操・貞節を教えている。

チヨースーにあつては、七つの罪源のうちその根となる最悪の悪徳を〈傲慢〉と考えた。この chief vice の根から他の六つの罪源の大枝が広がり、この六つの罪源の枝からさらに多くの罪の小枝が派生することを教える。〈傲慢〉を最悪の罪と考え、ここからすべての罪が派生するのであるから、〈傲慢〉を捨て、教会への恭順と従順を説く——。これはまさに、第四回ラテラノ公会議以降、異端審問制度下においてローマ教会が力説した教えであつた。説教において説かれ、告解において導かれ、審問手引書に織込められた。

イングランドでは異端審問は行われなかったが、審問手引書によつて、七つの罪源（悪徳）とその矯正法が普及した。同時代のウィリアム・ラングランドも『農夫ビアズの夢』で、七つの罪源の題材を扱っている。⁶⁸ A テキスト第五歌に擬人化されて出てくるが、〈傲慢な心のペルネル〉（邪淫な者）〈嫉妬〉（憤怒にかられて告白）〈貪欲〉（貪食）〈怠惰〉の順になっている。B テキスト第五歌、C テキスト第七歌では〈傲慢—邪淫—嫉妬—憤怒—貪欲—貪食—怠惰〉と、三テキストとも順序は同じである。そしてこの中でも chief

vice は〈傲慢〉である。

三好洋子氏の論文は、ラングランドが七つの罪源のうち、とくに〈怠惰〉の罪を厳しく規制することによつて十四世紀後半の墮落した社会の世直し的手段にした、というものであつた。⁶⁹ その時代にどの悪徳がはびこっていたか、罪源の順序は説教者がどの悪徳を主なる根源 chief vice と考えるかによつて変つていく。七つの罪源は社会状況を反映する道徳律であつた。

ではチヨースーはなぜ〈傲慢〉の罪をもつて規制しようとしたのだろうか。もしもこれを十四世紀後半のイングランドの民衆に向つて要求したのではなく、当時の聖職者、とくに初期の使命感を喪失してしまつた托鉢修道士たちを含む教会に向つて要求したとしたらどうであろうか。その批判の基盤は、聖職者たちが七つの罪源を犯しているという意識にある。黒死病流行後、荒廃した教区を捨て、よりよい収入を求めて右往左往する聖職者たち。贖罪の濫発によつて収益をはかろうとする聖職者たち。チヨースーは腐敗墮落した教会を救う手段として、〈傲慢〉をもつて罪悪の根源としたのではなからうか。「異端」とは、すなわちローマ・カトリック教会の教義や倫理に関する教えから逸

脱したす。べての者を指す言葉であった。チョーサーの眼には、彼らが「異端」に写ったのかもしれない。

二

「教区司祭の話」にもう一つ、異端審問手引書の影響をみることができる。

異端審問に際し、テキストや手引書は一種類では間に合わず、いくつかを組み合わせて用いられた。だいたい大きく分けて三種類は必要であったと思われる。

(1)ローマ教会全体で行われている教会法規集 *Decretum*。とくに、一三三四年にライムンドが編纂した『グレゴリウス九世教令集』 *Decretales de Los Papis* は必要不可欠とされた。

(2)贖罪規定書 *Poenitential*。キリスト教における罪とそれに対する償いと赦しの基準を、教会の各身分に応じて具体的に、こと細かく法律のごとく明瞭に定めたもの。類似した罪の査定表。a書、ライムンドの『贖罪規定大全』

Summa poenitentia は、ここに分類される。

(3)審問のやり方を示す手引書。審問官自身が後輩の裁判官に自分たちの経験を活用してもらおうと思つて書いた手

引書。主として異端審問に従事していたドミニコ会托鉢修道士たちによつて作られた。b書、ペラルドスの『悪徳大全』 *Summa seu Tractatus de viciis, or Summa vitiorum* はここに分類される。

第四回ラテラノ公会議の頃までは、どのような裁きにも贖罪規定書が用いられ、罪の査定に役立ってきた。しかし異端審問に際して対応ができない面が生じてきた。一つには〔贖宥〕の理論が盛んになってきたことがある。贖罪規定書の査定表にある償いを、軽減したり別な方法に変えることが可能とされた。償いを寄進や免罪符などで金納することを教会側は歓迎したし、托鉢修道会はその最たるものであった。各地に派遣される異端審問官たちは、ライムンドの『贖罪規定大全』を所持したが、罪と償いの査定表の部分が役に立たなくなってきたのである。この部分を補う別な、罪と償いを査定するものが求められた。そこで一二三六年にドミニコ会托鉢修道士、Guilielmus Perardusによつて『悪徳大全』 *Summa vitiorum* が、また別に『有徳大全』

Summa virtutum が書かれた。a書の『贖罪規定大全』、『グレゴリウス九世教令集』、

b書の『悪徳大全』の三書は一二二九年から一二三六年までの間に集中して書かれている。異端審問にはこの三書を併用する必要があったのではなからうか。

そこで「教区司祭の話」全体の構成をみてみよう。それは伝統的な贖罪規定書 Penitential の形式、第一部痛悔 contritoun、第一部告解 confession、第二部償罪 satisfaccion の三要素に基づいて構成されている。

教区司祭の話(こ)に始まる。

悔い改め penitence の第一部痛悔 contritoun	七五	a 書から
悔い改め penitence の第二部告解 confession	三二六	a 書から
七つの罪源 deadly synas とその細別、状況および種類	三八七	b 書から
	九五八	a 書から
悔い改め penitence の第三部償罪 satisfaccion	一〇二九	a 書から
こ(こ)の書を作りし者暇を告ぐ。	一〇八一	

上図に示したように、第二部告解の部分は a 書からも b 書からも引用されている。ちょうど罪と償いの部分に、b 書から「七つの罪源とその細別、状況および種類」の題材が引用されているのである。こうした告解における、罪と償いの査定部分を補うような挿入の仕方は、異端審問における各種手引書の併用と同じことを意味していよう。

以上まとめてみると、チヨーサーは托鉢修道士たちによる信仰復興運動の成功の秘密が、彼らが「説教する時」と「告解を聴く時」に使う手引書にあることを知った。これを十四世紀後半のイングランドの窮状の救済に応用しようとしたのではなからうか。しかしながら当時の托鉢修道士たちは初期の精神と使命感を失い、墮落した状態にあった。「教会裁判所召換吏の話の序、および話」、「バースの女房の話」冒頭の部分や、「托鉢修道士の話」では、福音的清貧の規則を遵守するふうを装いながら、民衆の迷信につけこんで利得を得ている、偽善的なやり方をチヨーサーは嘲笑している。⁽⁷⁰⁾

チヨーサーの彼らに対する攻撃はかなり手厳しい。そのようなわけで、托鉢修道士たちが使い古した手引書類をそのまま用いたかどうか疑問である。しかしながら、オリジ

ナルの異端審問手引書、ライムンドの『贖罪規定大全』とペラルドスの『悪徳大全』、『有徳大全』がチヨースーの念頭にあったことは間違ひならぬであらう。

注

- (1) チヨースーのテキストは L. D. Benson ed., *The Riverside Chaucer*, 3rd ed. (Boston: Houghton Mifflin, 1987; Oxford University Press, 1988).
なおチヨースー、榊井迪夫訳、『カンタベリー物語』、全三巻、岩波文庫、岩波書店、一九九五年、を参照した。
- (2) *The Works of Geoffrey Chaucer*, 2nd edition, ed. F. N. Robinson (London, 1957), Explanatory Notes, p. 766.
- (3) K. O. Petersen, *The Sources of the Parson's Tale* (Radcliffe College Monographs 12, Boston 1901).
なおペラルドスのテキストは、Guillelmus Peraldus, *Summa virtutum ac vitiorum II* (Lyons 1668) が使われたこと。 (4) 田巻敦子、池上忠弘「チヨースー「教区司祭の話」にみる異端審問手引書の影響」(一)『成城文芸』第一五二号、一九九五年。
- (5) G. Dempster 氏、Pennatoris *Summa* へ Peraldus's *Summa* へ Anglo-Norman's *Compiensson* (1275-) へ Frère Lau-
- rent's *Summae Le Roy* (1279) から書かれた」とした。注(1)のテキストの Notes 及び G. Dempster, 'The Parson's Tale,' in *Sources and Analogues of Chaucer's Canterbury Tales*, eds. W. F. Bryan and G. Dempster (New York 1941), pp. 723-760.
- (6) Siegfried Wenzel, 'The Source for the *Remedia of the Parson's Tale*,' *Traditio* 27 (1971), pp. 433-453.
44 頁 Helen Cooper, *The Canterbury Tales* (Oxford, Clarendon Press, 1989), pp. 400-402 参照。
- (7) S. Wenzel ed., *The Summa Virtutum de Remedis Animae*, (Athens, University of Georgia Press, 1984).
- (8) S. Wenzel, 'The Source of Chaucer's Seven Deadly Sins,' *Traditio* 30 (1978), pp. 352-353.
- (9) S. Wenzel, op. cit., *Traditio* 30, 352-353. Primo 15 first ⑤意味。
- (10) *Ibid.*, p. 378.
- (11) S. Wenzel ed., op. cit., pp. 30-34.
- (12) S. Wenzel, op. cit., *Traditio* 27.
- (13) *Ibid.*, p. 6.
- (14) *Ibid.*, p. 9.
- (15) L. J. Rogier, R. Aubert, M. D. Knowles, eds., *The Christian*

- Centuries. A New History of the Catholic Church, vol. 2, The Middle Ages*, London, 1969. 上智大学中世思想研究所編訳 『中世キリスト教の発展』、講談社、昭和五十六年、三二一頁。
- (16) 前掲書、三二二頁。
- (17) 『キリスト教神学事典』、A・リチャードソン、J・ボウデン編、古屋英雄監修、佐柳文男訳、教文館、一九五五年、三二七頁。
- (18) Henry Charles Lea, *A History of Auricular Confession and Indulgences in the Latin Church*, vol. 2, New York, 1968, p. 235.
- (19) 盛節子、「初期アイルランド・キリスト教の靈性」、『キリスト教史学』三七、一九八三年、四〇頁。
- (20) 『現代カトリック事典』、ジョン・A・ハードン編著、A・シンマーマン監修、浜寛五郎訳、エンデルレ書店、昭和五十七年、三三三頁、四五〇頁。
- (21) 前掲書、二四七頁。現代カトリック教会ではこの語を用いてゐる。
- (22) Johannes Cassianus (二六〇頃～四三〇ないし四三五) カッシアヌスは一〇年間、エジプトの隱修士のもとで生活した。聖クリュソストムスによって助祭に除階されたが、師の追放後ローマに行き、四〇四年に司祭になった。マル
- セイユに男女二つの修道院を創設し、重要な修道院生活に關する著作を残した。
- (23) "Remedies (*remedia*) for the eight principal vices" D・ノウルズ、朝倉文市訳、『修道院』、平凡社、昭和四十七年、二七頁。
- (24) 前掲書、三七頁。
- (25) Morton W. Bloomfield, *The Seven Deadly Sins* (East Lansing: Michigan State College Press, 1952).
- (26) H. C. Lea, op. cit., p.235.
- (27) *Ibid.*, p. 235.
- (28) *Ibid.*, p. 235.
- (29) *Ibid.*, p. 235.
- (30) (f) 及び (k) S. Wenzel ed., op. cit., pp. 44-45.
- (31) *Middle English Dictionary*, s. v. 'deith' adj. 3.
- (32) *Oxford English Dictionary*, s. v. 'deadly' adj. 5.
- (33) O. E. D., s. v. 'deadly' adj. 5.
- (34) O. E. D., s. v. 'deadly' adj. 5.
- (35) S. Wenzel ed., 'Summa virtutum', p. 53.
- (36) *Ibid.*, p. 73.
- (37) S. Wenzel, ed., op. cit., p. 7.
- (38) *Ibid.*, pp. 44-45.

- (39) 發節十、前出、二六頁。
- (40) S. Wenzel, ed., op. cit., p. 44.
- (41) S. Wenzel, ed., op. cit., p. 47, Notes (36).
- (42) J. R. H. Moorman, *A History of the Church in England*, London: A & C. Black, 1976, p. 124.
- (43) H. Wasserchleben (ed.), *Collectio Canonum Hibernensis*, Leizig, 1885, Xlvii, 17^p. p. 202. 論文は發節十氏に於て。
- (44) J. R. H. Moorman, op. cit., p. 124.
- (45) Louis J. Rogier, Roger Aubert, M. David Knowles eds., *The Christian Centuries, A New History of the Catholic Church*, vol. 2, *The Middle Ages*, London, 1969. 上智大学中世思想研究所編訳、『中世キリスト教の成立』講談社、昭和五十六年、二四八頁。
- (46) Louie & Jonathan Riley-Smith, *The Crusades, Idea and Reality, 1095-1274*, Suffolk, U. K., 1981.
- (47) Caasian's, *De institutis coenobiorum*, ed. Michael Petschnig, CSEL 17, Vienna: F. Tempisky, 1888.
- (48) S. Wenzel, 'Seven Deadly Sins', p. 351.
- (49) キー・テスタス、ジャン・テスタス、安斎和雄訳、『異端審問』クセシユ文庫、白水社、一九七九年、二二頁。
- (50) G. M. Trevelyan, *History of England*, London: Longman, Green & Co., 1952. 大野真弓監訳、『イギリス史 I』、みすず書房、一九七三年、一七七一―一八〇頁。
- (51) John R. H. Moorman, *A History of the Church in England*, A. & C. Black, London, 1976, pp. 102-6.
- (52) 上智大学中世思想研究所編訳、『中世キリスト教の発展』、前出、二六四頁。
- (53) J. R. H. Moorman, op. cit., p. 104.
- (54) *Ibid.*, p. 105.
- (55) *Ibid.*, p. 107.
- (56) *Ibid.*, p. 106.
- (57) S. Wenzel, 'Remedia', p. 436.
- (58) S. Wenzel, 'Seven Deadly Sins', p. 351.
- (59) S. Wenzel, ed., op. cit., p. 47, Notes 34. *Primo* MS E. I. 44^a b.
- (60) S. Wenzel, 'Remedia', p. 435.
- (61) S. Wenzel, ed., op. cit., p. 11.
- (62) F. M. Powick and C. R. Cheney, *Councils and Synods with Other Documents Relating to the English Church*, vol. 2, A. D. 1202-1313. Oxford: Clarendon Press, 1964.
- (63) S. Wenzel, ed., op. cit., p. 44, Notes 3.
- (64) S. Wenzel, 'Remedia', p. 436.

- (58) A. G. Little, ed., *Liber exemplorum*, British Society of Franciscan Studies, no. 1 (Aberdeen: University Press, 1908; reprint, Farnborough, Hants: Gregg Press, 1966) pp. 40-41.
- (59) S. Wenzel, ed., op. cit., p. 12.
- (60) J. R. H. Moorman, p. 105.
- (61) W. W. Skeat, ed., *The Vision of William concerning Piers the Plowman in three Parallel Texts*. 2 vols. Oxford, 1866 (reprint 1979), p. 200. B-text V. 80.
- (62) 三好洋子、十四世紀後半のインタラントにおける社会意識、『歴史学研究』三四五号(一九七〇)一八—二二頁。
- (70) ナモーサー、前出『The Friar's Prologue and Tale』Ⅲ (D) 1267-1667.